

横浜市踊場地区センター 指定管理者事業計画書

申込年月日 平成 30 年 7 月 26 日

団体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会		
代表者名	理事長 原 一男	設立年月日	平成 7 年 3 月 20 日 (平成 24 年 4 月 1 日公益法人に移行)
団体所在地	〒 2 4 4 - 0 0 0 3 横浜市戸塚区戸塚町 1 2 7		
電話番号	0 4 5 - 8 6 5 - 3 9 4 6	FAX 番号	0 4 5 - 8 6 5 - 3 9 4 9
沿革	<p>(1)平成 7 年 3 月 20 日、戸塚区内の地区センター、こどもログハウス及びコミュニティハウスの管理運営主体である各施設の運営委員会を一元化し、前身である戸塚区区民利用施設協会が任意団体として設立されました。</p> <p>(2)平成 22 年 6 月 8 日、新たな公益法人改革のもと、平成 23 年度以降に戸塚区区民利用施設協会の事業を継承する団体として一般社団法人とつか区民活動支援協会を設立しました。</p> <p>(3)平成 23 年 4 月 1 日、一般社団法人とつか区民活動支援協会が戸塚区区民利用施設協会の事業を引き継ぎました。その後、戸塚区区民利用施設協会は解散しました。</p> <p>(4)平成 24 年 4 月 1 日、公益目的事業の実施を主たる目的とし、公益の増進に寄与することを明確にするために、公益認定を受け、一般社団法人から公益社団法人とつか区民活動支援協会となり、現在に至ります。</p> <p>(5)現在、地区センター 3 館、公会堂 1 館、こどもログハウス 1 館の指定管理に加えて、学校併設型コミュニティハウス 7 館の管理運営を受託するとともに、広く区民を対象とした公益事業を展開しています。</p>		
業務内容	<p>(1)市民利用施設の管理運営 地区センター、公会堂、こどもログハウス及び学校併設型コミュニティハウスを地域の方々に安心・安全・快適かつ気軽にご利用いただけるように管理運営しています。また、地区センター等は、災害時には帰宅困難者一時滞在施設、災害対策本部支援施設等としての役割を担います。</p> <p>(2)地域交流を促進する事業等の実施 地域の方々の相互交流を深め、活力とふれあいのある地域社会を実現するために、地域との連携を図りながら様々な事業を企画、実施しています。</p> <p>(3)生涯学習及び地域活動の支援 生涯にわたり豊かな人生を送るために、学習の機会や場、情報を提供しています。併せて、地域の方々の自主的な活動が活性化するように支援しています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所属 (公社)とつか区民活動支援協会事務局	
	電話	0 4 5 - 8 6 2 - 0 9 0 0 FAX 0 4 5 - 8 6 5 - 3 9 4 9	
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における横浜市踊場地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

業務概要 主要業務	平成7年以來23年間にわたり、区民の相互交流を深め、ふれあいのある地域社会の実現を目的に戸塚区内にある市民利用施設の管理運営や地域の交流事業等を実施しています。
経営方針	①地域の交流の場として、安心・安全・快適で気軽に利用可能な施設の管理運営
	②地域のニーズに応え、時代に即した事業の展開
	③公益社団法人として公益性・健全性・透明性・効率性の追求
	④以上による、地域の一員としての地域社会への貢献
特 色	地域住民を主体とした施設の管理運営のために地域住民を中心に設立された団体です。役員の約9割、従業員の約8割が地元戸塚区在住。地域ニーズに即した事業の展開が可能です。 (横浜市指定管理制度運用ガイドライン上の市内中小企業等)
	各地区センターで開催する事業の他、管理施設全体で取り組む事業、地域の学校との共催、学校へのアウトリーチ、地域作業所と連携したマーケットなどを実施しています。

イ 応募団体の業務における横浜市踊場地区センター指定管理業務の位置づけ

- ①地区センターの管理運営は当協会の発足以来の根幹事業であり、踊場地区センターの管理運営を通じて、地域交流の推進、ふれあいと活力ある地域社会の実現を目指します。
- ②踊場地区センターは、市内随一の入館者数(市統計最新28年度217,616人)ですが、その割には比較的部屋の利用料金収入や稼働率が低く、一層の利用の増加が可能と考えます。
- ③また、子育て支援・高齢者や困難を抱える青少年への支援・居場所づくり・健全育成・在住外国人への支援等の様々な課題解決や地域活動への支援などに更に工夫の余地があります。
- ④そして何よりも、地域の方々にとって、更に使いやすく快適な地区センターにしていきたいと強く感じています。
- ⑤そのためには当協会のもつノウハウ・実績が活かせるものと考えています。
- ⑥幸い、近隣の踊場公園こどもログハウス、東汲沢小学校コミュニティハウスも当協会が管理していますので、3館で連携しながら、また、地域の方々や関係機関等とも密接に連携して踊場地区センターの更なる活性化・魅力向上に努めてまいります。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在管理運営している施設種別	施設数
地区センター	3
公会堂	1
こどもログハウス	1
学校併設型コミュニティハウス	7

(すべて戸塚区内の施設)

(2) 横浜市踊場地区センター管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

設置目的	地域の住民が、生活環境向上のための自主的活動を通じて、相互の交流を深めること
戸塚区 運営方針	基本目標：「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」
	考え方：「人と人がつながるまちづくり」「安全・安心を実感できるまちづくり」「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」「活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり」

以上を踏まえ

次の基本的な方針で踊場地区センターを管理運営し、基本目標の実現に寄与してまいります。

- ①乳幼児から高齢者まで誰もが安心して、快適かつ気軽に交流できる場を提供します。  
踊場地区センターの利便性や魅力を向上させ、より多くの方々にご利用頂けるように環境を整備。
- ②生涯学習支援に加え、ニーズや時代に即した事業、地域の活動・交流の支援等を展開します。  
子育てから高齢者の孤立防止など今日的な課題への切れ目のない支援や地域活動等への支援。
- ③地域の住民や団体・機関等と顔の見える関係を構築し、連携・共創により事業を推進します。

イ 地域特性、地域ニーズ

①	踊場地区センター周辺は住宅地が広がり、周辺人口(半径 1km 付近)は約 86,000 人で、戸塚駅近くの戸塚地区センター周辺よりも 2,000 人ほど多く、比較的人口が集中している地域です。
②	人口構成の割合は、年少 13.19% 生産年齢 61.98% 老年 24.83% で戸塚区全体とほぼ同様です。一方、過去 3 年で人口は 2% 増加しており、特に老年は 5.2% の伸びを示しています。
③	1km 圏内に戸塚高校をはじめ、中学校 1 校、小学校 3 校、その他複数の幼稚園、保育園があり、多世代が居住している地域です。
④	踊場地区は「ふれあい昼食会」など高齢者が安心して暮らせるまちづくりや「ふれあい午後のカフェ」「文化祭」などを通じた世代間交流、更に地域の健康維持増進に積極的に取り組んでいます。

以上を踏まえ

- ①乳幼児から高齢者までのそれぞれのライフステージに即した魅力ある事業を展開します。
- ②子育て支援、青少年の健全育成、高齢者の孤立防止等今日的な課題の解決や世代間交流、健康づくりに地域の方々や団体等と連携し積極的に取り組みます。
- ③あらゆる世代の方々が集い・交流できるように「居心地の良い地域の居場所」を目指します。

ウ 公の施設としての管理

- ①特定の団体や個人が有利或いは不利とならないように、平等・公平・公正に取り扱います。
- ②誰もが気軽に利用や交流ができるように、常に安全・安心・快適な施設環境を維持します。
- ③事業・管理運営の公益性・健全性・透明性の確保、個人情報保護や人権尊重に万全を期します。
- ④災害時は、帰宅困難者の一時滞在施設の役割を担うとともに、一斉帰宅の抑制に協力します。
- ⑤ニーズに沿った柔軟な対応について、区と協議しながら検討します。

## (3) 組織体制

## ア 管理運営に必要な組織、人員体制

## (ア) 組織体制・人員体制・勤務時間

雇用人数	館長(常勤)1名、副館長(常勤)2名、スタッフ(非常勤)14名
人員配置	ローテーションにより館長又は副館長1~2名とスタッフ2名の最低3名が常駐。 館内外の日常清掃を行うために作業スタッフを毎日1名配置。

## 充実配置

常時2名以上の仕様になっていますが、安全、緊急時対応、安定的なサービス提供等を考慮し、常時最低3名体制とします。日曜・祝日の開館は9時~18時(条例より1時間延長)とします。

□ : 開館時間

□ : 勤務時間

平日勤務例 8:30 8:45 9:00 11:00 11:30 13:00 13:15 16:30 17:00 21:00 21:15

館長・副館長 (ローテーション)	早番1名				遅番1名			
	早番または指定休務の場合あり1名							
午前スタッフ	2名							
午後スタッフ					2名			
夜間スタッフ					2名			
作業スタッフ	1名							

## (イ) 人員配置の特徴

開館準備 終業業務	開館準備のため館長・副館長は開館30分前、スタッフは15分前に勤務開始。 閉館後の終業業務のため館長・副館長は21時15分までの勤務。
柔軟な 勤務形態	館長・副館長は週平均35時間勤務の一箇月単位の変形労働時間制を採用。 柔軟なシフト勤務が可能となり、時間外労働の削減が可能。
毎日清掃	作業スタッフを配置し、毎日きめ細かく清掃を実施。
地域採用 スタッフ	スタッフが14名在籍し、繁忙時の柔軟なシフト変更等臨機応変な対応が可能。 地域の参画を得るため、近隣の方々を採用しており災害時の緊急対応も可能。

## (ウ) 職種・雇用形態・業務内容・採用条件

職 種	雇用形態	主な業務内容	採用条件
館 長	常勤・週平均 35時間勤務・	統括、運営委員会・利用者会議、労務管 理・研修、関係機関との連絡調整等	設置目的の実現に責任をもって取組む 意欲と能力とリーダーシップを有する
副館長	日1時間休憩 月給制	館長の補佐、庶務、経理、施設管理、事業 の企画・実施、利用者サービス等	事務処理能力と指導力等があり、地域の 交流や課題解決等に意欲的に取組む
スタッフ	週3~4日勤 務・1日3~5	受付・案内、備品貸出、見回り、抽選業 務、統計処理、掲示物管理、館内外美化	おもてなしの心をもって対応でき、協調 性と責任感があり、パソコンの基本操作
作業スタッフ	時間・時給制	館内外の日常清掃業務等	可能、普通救命講習終了者(含採用後研修)

## (エ) スタッフミーティング

隔月で館長・副館長・全スタッフ参加のスタッフミーティングを開催。  
サービス向上や事業の企画等について意見交換。終了後には、研修や清掃、点検等を実施。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

(ア) 個人情報保護等の体制

個人情報保護管理者(協会事務局長)：個人情報の取得・個人データの保護管理の統括  
個人情報保護責任者(館長)：個人情報の適切な管理・安全確保・従業員の指揮監督・研修

法令及び当協会規則等を遵守し、個人情報の保護に万全を期します。具体的には以下の通りです。

①	「個人情報の保護に関する法律」及び市の「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守し、採用時に個人情報の取扱や法令等の研修を実施し、 <u>研修報告書</u> 及び <u>誓約書</u> を市長に提出します。
②	協会として「プライバシーポリシー」を定めるとともに、「 <u>特定個人情報等取扱規程</u> 」、「 <u>個人情報取扱規程</u> 」、「 <u>保有個人データの開示等の請求に関する規程</u> 」に基づき、個人情報等の適正な取扱について研修等により徹底します。
③	個人情報に関することは「 <u>個人情報データベース等の削除・廃棄記録簿</u> 」、「 <u>個人データ持ち運び記録簿</u> 」、「 <u>個人情報管理台帳</u> 」、「 <u>個人データ提供記録簿</u> 」、「 <u>個人データ受領記録簿</u> 」への記載を徹底し管理に万全を期します。
④	個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに即した組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるとともに「 <u>個人情報モニタリングシート</u> 」にて、定期的にチェックを行います。
⑤	万が一、漏えい等の事案が発生した場合には「 <u>個人情報漏えい等事案対応マニュアル</u> 」、「 <u>特定個人情報漏えい事案等対応マニュアル</u> 」に従い適切に対応します。

(イ) 研修計画

①採用者実務研修	採用前	現場において、必要な期間、一日の流れに沿った具体的な研修併せて、個人情報保護の研修も実施
②防災訓練：全員対象	年2回	避難誘導や消火訓練等を実施 帰宅困難者の一時滞在施設を想定し協力内容や備蓄品等を確認
③個人情報保護研修	4月他	個人情報保護責任者(館長)が上記の体制等について研修：全員対象
④防火・防災管理者講習	4・5月	防火・防災管理者の資格取得のための講習：館長(未受講者)対象
⑤安全衛生推進者講習	4・5月	安全衛生推進者の資格取得のための講習(館で1名配置)：副館長対象
⑥普通救命講習	6月	心肺蘇生法・AED等救命救急措置を学ぶための講習：未受講者全員
⑦接遇等研修：全員対象	9月	研修専門機関による接遇やクレーム対応・顧客満足度に関する研修
⑧ノロウイルス対策講習会	10月	公衆衛生学専門家によるノロウイルス感染予防等の講習：全員参加
⑨人権啓発研修：全員対象	11・2月	横浜市や戸塚区が主催する人権啓発研修に参加 各館で館長が年1回独自に開催
⑩ミーティング時・OJT	通年	館長を中心に個人情報・人権・国際理解・法令遵守等について研修 地域コミュニティ形成や自主事業企画、利用促進等について検討
⑪水回り器具メンテナンス	9月	必要に応じて指定管理者向け水回りセミナーに参加：館長・副館長
⑫指定管理者事例発表会	9月	指定管理者の先進事例等について学習：館長・副館長

## (3) 組織体制

## ウ 緊急時の体制と対応計画

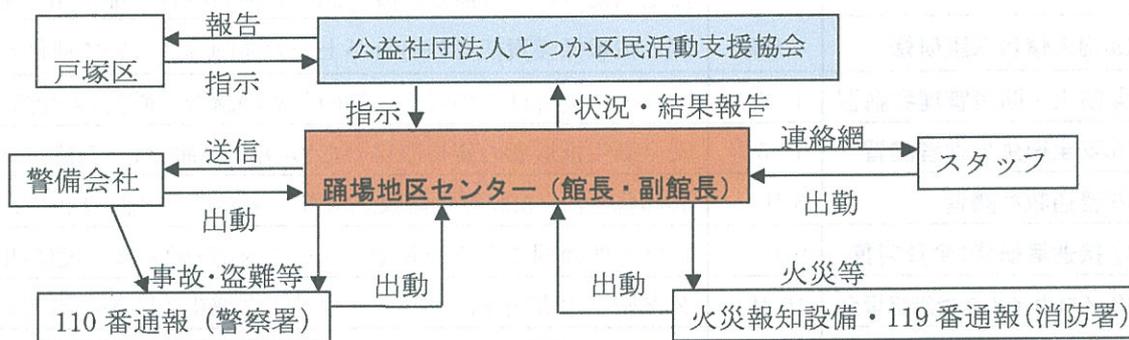
## (ア) 防犯、防災その他の災害・事故予防の計画

「危機管理マニュアル」、「災害対応マニュアル」及び「災害時の行動手順」等に基づき緊急事態発生時に慌てず冷静に対応できるよう、訓練と研修を計画的に実施します。  
また、マニュアルは随時見直すとともに誰もが見やすい場所に常備します。

①	消防計画、防災計画、危機管理マニュアル、災害対応マニュアル、緊急連絡網、災害時の行動手順を整備します。(現行計画等を再編する場合があります。)
②	防災訓練を年2回(春・秋)以上実施します。また、普通救命講習を受講します。
③	スタッフミーティング時に災害時の心得と具体的な対応について研修を実施し徹底します。
④	応急備蓄物資や防災備品の確認及び適切な保管、避難経路・避難場所の掲示等を行います。
⑤	帰宅困難者の一時滞在施設の開設準備・受入れ対応を区と連携して実施します。 当協会は災害時の一斉帰宅の抑制に賛同しているために当該物資も併せて備蓄します。
⑥	事故防止チェックリストに従い、館内外巡視を日々実施します。
⑦	防犯・防火の注意事項を掲示し利用者に呼びかけます。
⑧	専門業者の消防設備点検に加え、職員の日常点検を実施し設備の状況を把握します。
⑨	非常通報装置に加え、閉館時は機械警備により防犯に努めます。
⑩	自動販売機を緊急時対応型自販機に変更します。
⑪	必要に応じ防犯カメラの増設を検討します。

## (イ) 緊急時の体制

緊急時に迅速・的確な対応が可能のように、職員・スタッフ、関係機関、業者等と緊急連絡網を構築します。また、市内震度5強以上の場合、職員は地区センターに参集し、利用者の安全確認や施設の状況を把握し、必要に応じ帰宅困難者の一時滞在施設の開設を区と連携して行います。



## (ウ) 緊急時の対応

①	危機管理マニュアル・災害対応マニュアル・行動基準に基づき行動します。
②	避難誘導、安全確保、応急手当、施設の被害状況の把握・応急処置等に万全を期します。
③	緊急連絡網により、迅速で確実な周辺情報の収集及び職員・スタッフの参集に努めます。
④	気象警報や災害関連情報を把握し、利用者・滞在者への的確な情報提供に努めます。
⑤	区と連携して帰宅困難者一時滞在施設を開設、また、職員・スタッフの一斉帰宅を抑制します。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

(ア) 設置理念を実現する運営内容

設置理念	地域住民の自主的な活動による相互交流をきっかけに地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成を図ることが地区センターの設置理念と理解しています。
役割	設置理念を実現するために、地域住民が気軽に集うことができる場を提供し、地域住民の自主的活動及び地域の課題解決のための支援を行うことが重要な役割と認識しています。

以上を踏まえ

運営内容の基本的な考え方

- (1) 乳幼児から高齢者まで、幅広い層の地域住民が誰でも気軽に利用できる施設
- (2) 地域や時代のニーズ、社会的要請などに即した多彩な事業の展開
- (3) 地域住民が自主的に活動を行うための支援やきっかけづくりの実施
- (4) 地域や地域住民が抱える課題解決のための支援
- (5) 地域住民や地域の様々なリソースと連携した事業の実施及びネットワークづくり

(イ) 利用促進策（主な新規対応案・具体的改善策）

利用促進のための**新たな取組**や**拡充する**具体策を記載しました。**既実施の事項は割愛**しました。

(1) 施設の利用状況に即した対応（新規）
①利用が少ない曜日・時間帯情報など稼働状況の積極的な情報提供
②稼働率が低い料理室の利用料金の割引(現指定管理者平成 25 年提案事項 未実施)
③空き室の当日利用に限り、1 時間単位での利用が可能
④体育室の団体利用時間帯に団体利用がない場合、卓球台ごとに有料で個人に貸出
(2) 魅力アップにつながる環境の整備（新規・拡充）
①図書コーナーの充実(貸出冊数 28 年度 9,290 冊、入館者に対する割合は 4.27%で区内最低、市統計)
②各部屋及びロビーでの無料 Wi-Fi 設置(有害サイトフィルター付・健全な居場所づくり)
③シャワー機能付き洋式トイレ化、案内板の外国語表記・点字表記等バリアフリー化
(3) 利用申込方法の改善（新規）
①インターネットによる館の自主事業への参加申込及び部屋の予約申込
②現在「5 名以上」とされている部屋利用人数制限を撤廃し、少人数での活動による利用促進
(4) 社会的要請や時宜にかなった自主事業の展開（新規・拡充）
①子育て支援や困難を抱えた青少年への支援・居場所づくりなどを地域と連携して実施
②在住外国人或いは障害児・者との交流や支援のための事業の実施
(5) 近隣施設との連携（新規・拡充）
①踊場公園こどもログハウスや東汲沢小コミュニティハウスとの連携事業・空き部屋の融通
②公会堂や戸塚・東戸塚・大正地区センター等との空き情報の共有・提供による利用促進
③近隣のケアプラザ等他の施設と連携して事業を実施することによる利用促進
(6) 広報・PRの充実（新規・拡充）
①ホームページのウェブアクセシビリティ向上等内容充実②ブログの適宜更新・メルマガの配信
(7) サークルの支援（活性化して継続的に利用されるため）（新規・拡充）
①ホームページやブログでのサークル紹介、サークル体験会、発表や展示の場の積極的な展開

## (4) 施設の運営計画

## ウ 利用料金の設定について

## (ア) 利用料金の設定

料理室以外は現行の利用料金水準とします。また、体育室に新たな料金を設定します。

特色及び変更点	内 容
①利用料金の値下げ	利用が少ない料理室の利用料金を全時間帯、現行よりも約10%値下げし、利用を促進します。(新規) (稼働率: 28年度19.6% 29年度22.9%) 当協会管理の他施設も10%程度値下げし、利用状況に改善傾向が見られます。なお、現指定管理者が前選定時に午後の利用の値引き等の提案をしたが未実施となっています。
②体育室分割利用	体育室はA・B・C面と分割利用が可能です。 また、団体利用時間帯に団体の利用が無い場合、卓球台ごとに有料で個人に貸出します。(新規)
③原則3時間単位の利用	日曜・祝日の開館時間を従来通り、午後6時まで1時間延長し、全ての利用時間帯を3時間として利用します。 ただし、料理室は従来通り2時間とします。
④1時間単位の利用	当日申込みに関り、1時間単位の利用を可能とします。(新規)
⑤利用回数制限緩和	利用当月・前月になれば、空き部屋を回数に制限なく利用できます。

## (イ) 利用料金表

室 名	利 用 料 金		説 明
	1 利用時間帯 (3時間)	1 時間単位 (含:延長時)	
中会議室	1,020円	340円	50名
小会議室	480円	160円	20名
大会議室	1,500円	500円	中会議室と小会議室を合わせた会議室
料理室	460円	230円	18名 2時間単位 割引後料金(新規) 料理以外の利用も可 (現行520円)
音楽室	780円	260円	20名
和室	570円	190円	10名 10畳1間
工芸室	630円	210円	16名
体育室	2,190円	730円	〈分割〉1/3面730円 2/3面1,460円
	140円		卓球台1台 有料貸出(新規) (全15台)

## (ウ) 無料利用施設

プレイルーム・グループ室・ロビー・娯楽コーナー・図書コーナーは引き続き無料とします。  
また、グループ室は引き続き自習室として利用します。

## (4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について

## エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

①	地域の代表や利用者代表、小・中学校の校長等で組織する「運営委員会」及び利用団体が参加する「利用者会議」で、意見や要望を把握します。
②	アンケートや常設のご意見箱などに寄せられた意見や苦情等を運営に反映させます。
③	アンケートに対する回答や改善策を職員・スタッフで共有し、館内に掲示してお知らせします。
④	挨拶や声掛けなどで利用者の方々と積極的にコミュニケーションを図り、意見等を収集します。
⑤	館長が地域の自治会町内会の理事会や祭り、活動団体等に出向き、意見や要望を把握します。

頂いたご意見等は、館長会・スタッフミーティングで共有し対応を協議します。

また、実現が困難な内容については丁寧に話をし、ご理解を頂けるように努力します。

皆様のご意見を伺いながら、共に地域に親しまれる踊場地区センターを築き上げることが当協会の使命と認識しています。

オ 利用者サービス向上の**新規取組**（前記利用促進策を除く）

①利用団体登録制	登録制に移行し、利用団体(サークル)を把握することにより、様々な支援を提供します。また、迅速な受付やインターネット予約を可能にします。
②利用終了時間の緩和	部屋利用に関し、「終了時間15分前までに片づけ・清掃を済ませること」を「終了時間までにスタッフの確認を受けること」に変更します。
③制服の常時着用	職員・スタッフは常時制服を着用し、サービスを提供する側、受ける側を明確にします。災害時の避難誘導の混乱も軽減できます。
④複数館同時予約	インターネットでの部屋の予約申込時に当協会が管理する他の地区センターとの同時申込を可能にし、利便性を向上させます。
⑤デジタルサイネージ (予約システム直結)	リアルタイムで情報提供が可能なデジタルサイネージ(電子看板)を設置し、利用部屋の案内、空室情報、イベント情報等を提供します。
⑥高性能カラー印刷機	地域活動支援の為、廉価で高速印刷が可能なカラー印刷機を導入します。
⑦図書貸出予約	図書の貸出予約に向けた環境を整え、貸出予約受付を開始します。
⑧メルマガ発信	希望者にメルマガで自主事業のお知らせなどを配信します。
⑨緊急時対応自販機	災害時を想定し、自動販売機をすべて緊急時対応型自販機に変更します。
⑩荷物用かご等の設置	ロビーに荷物用かごやウォーキングポイントリーダー等の設置を検討します。
⑪活動用具の物置	空きスペースを活用したサークル用物置の設置を検討します。

## カ ニーズ対応費の使途について

①物品の購入	図書、各部屋及びイベント開催時等の備品・消耗品・装飾品の購入
②設備・物品の補修	トイレの洋式化・シャワートイレの設置、畳・ふすまの張替え等
③施設整備	デジタルサイネージの設置、インターネット環境整備、バリアフリー対応
④人件費	日曜・祝日の開館時間1時間延長分のスタッフ人件費
⑤事業費	地区センターまつり等イベント、予算外の自主事業開催に係る経費

## (4) 施設の運営計画

## キ 本市重要施策に対する取組

## (ア) 本市重要施策に対する取組

## ①情報公開：「横浜市情報公開に関する標準規程」

同標準規程に準拠して制定した「情報公開規程」に基づき、適正に情報の公開に努め、区民の皆様の知る権利に応え、信頼性・透明性を確保します。ホームページによる事業計画・報告、第三者評価等の情報提供に加え、館内や事務所においても閲覧できる体制を整備します。

## ②人権尊重：「横浜市人権施策基本指針」

指針では地域団体等に、研修や啓発、公正な採用選考を求めています。当協会では全職員・スタッフに市・区主催の人権研修の参加および各施設での人権研修を義務付けています。また、地域の実情に即した人権啓発等の実施やバリアフリー化や外国語・点字表記を進めます。

## ③環境への配慮：「横浜市中期4か年計画素案」の戦略2

「環境にやさしいライフスタイルの実践と定着」が提示されています。LED照明化や適切な室内温度設定を行うとともにごみゼロ推進員を配置しごみの減量化・分別を徹底しごみゼロルート回収を活用します。ごみの減量を推進するため利用者のごみは原則持ち帰りをお願いします。

## ④市内中小企業優先発注：「横浜市内中小企業振興基本条例」

指定管理者においても市内中小企業への優先発注が求められています。そのため、物品及び役務の調達、修繕の発注等は横浜市の有資格者名簿に登録されている市内の中小業者、特に地元戸塚区内の業者に、透明かつ公正な競争、適正な契約履行の確保に留意し優先的に発注します。

## ⑤障害者福祉：「横浜市障害者プラン」

「出会う・つながる・助け合う」を基本に、障害児・者の居場所づくりや地域の特別支援学校への出張活動、地域作業所と連携したマーケットの開催等に取り組みます。また、施設のバリアフリー化とともに発達障害者とその家族のための相談会、コミュニティの場づくりに取り組みます。

## ⑥男女共同参画：「横浜市男女共同参画行動計画」

セクハラ・マタハラ防止に努めるとともにワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境を整備します。また、困難を抱える若者や子育ての支援、キャリア教育の実践の場の提供、大学等と連携した男女共同参画啓発講座などを開催します。

## ⑦未来を創る多様な人づくり：「横浜市中期4か年計画素案」の戦略5

子育ての不安感・負担感を軽減するために親子の居場所や相談会などを実施します。地域の大学等と連携し放課後の居場所の充実や学習支援などにも取り組みます。地域食堂、キャリア教育の場の提供、青少年の健全育成、困難を抱えた青少年のための支援等に地域とともに取り組みます。

## (イ) 地域の課題や情報を共有する体制

- ①区の活動団体のネットワークを管轄する「とつか区民活動センター」への参画及び連携の強化
- ②区主催の地域施設間連携事業研修会や子育て連絡会への参加
- ③長年培ってきた人脈や組織のネットワークを活かした情報の共有
- ④地区センター周辺の教育機関、福祉施設、町内会等関係機関が参加する連絡調整会議の開催

(4) 施設の運営計画

ク サークル活動や地域活動が一層活性化するための日常的な事業提案

(ア) 利用団体(サークル)登録制への移行及びサークル活動等の情報提供 (新規)

- ①地区センターを利用される団体に登録をして頂き、顔の見える信頼ある関係を構築します。
- ②利用団体(サークル)の活動が把握でき、適切な情報の提供や様々な支援が可能となります。
- ③団体へのID発行により、迅速な窓口対応やインターネットでの部屋予約が可能となります。
- ④一方、サークルへの参加や立上げを検討している方々へも、利用団体(サークル)が許容する範囲で情報提供が可能となります。
- ⑤効果としてサークル活動の活性化やサークルへの参加の推進が図られます。

(イ) 高性能カラー印刷機の導入 (新規)

- ①コピー機と印刷機の両方の機能を併せ持ち圧倒的なスピードと品質、しかも従来よりも廉価にコピーが可能な高性能カラー印刷機を導入します。1分間120枚フルカラー印刷可能。
- ②主たる利用の市民活動等での大量印刷時には、更に料金を割り引いて利用を促進します。  
A4: カラー1枚20円、モノクロ1枚5円。  
100枚以上はカラー1枚7円(紙持込5円)、モノクロ1枚4円(紙持込2円)。
- ③効果として、サークルや地域活動を推進する上で重要なツールであるチラシやパンフレット、レジュメ、広報紙等印刷媒体を低廉でしかも短時間に仕上げるすることができます。

収入	モノクロ印刷	291,600円	@2円×48,600枚 @4円×48,600枚
	カラー印刷	116,640円	@5円×9,720枚 @7円×9,720枚
	計	408,240円	
支出	リース代	272,000円	5年リース 収益事業分
	その他コスト	216,950円	モノクロ@0.7円 カラー@4.3円 用紙@0.56円 税
	計	488,950円	
差引		▲80,710円	他の収益事業で補填 数年後に解消予定

(ウ) インターネット環境の整備 (新規)

- ①ロビー・各部屋でインターネットが使える環境を整備します。
- ②整備費100,000円、日常管理費1,000円/月を予定しており、ニーズ対応費で対応します。
- ③効果としてインターネットを活用した情報収集・発信など様々な活動が可能になります。

(エ) サークル体験会・作品展の開催、ホームページ・ブログでのサークル紹介 (拡充)

- ①「サークル体験会」やロビー・壁面を活用した「作品展」を定期的に開催します。
- ②ホームページやブログでサークル紹介を実施します。
- ③効果として活動紹介や会員拡大を図ることができます。

(オ) サークル用物置の設置・物品の貸出し (新規・拡充)

- ①地区センターの空きスペースを活用したサークルの活動用具用物置の設置を検討します。
- ②テントや椅子、机等地域の団体から貸出依頼がある場合、支障ない範囲で、無償で貸し出します。

(5) 自主事業計画

ア 自主事業の基本的考え方

①目的	地域の方々の相互交流を深め、コミュニティや自主的に活動するグループの形成や活性化により、「人と人がつながる地域」を醸成することを目的に実施します。
②方向性	生涯学習支援・健康づくりはもとより、子育て支援・居場所づくり・健全育成・困難を抱える青少年への支援・世代間交流等に積極的に取り組みます。
③継続性	踊場地区センターでは地域の方々と様々な自主事業を展開してきました。地域に親しまれ実績のある事業は引き続き実施するとともに必要に応じて見直します。
④新展開	当協会の実績やネットワークを活用した新規の事業も積極的に展開していきます。
⑤留意点	地域住民の自主的な活動意欲を喚起するようバランスのある展開を目指します。

イ 新たに展開予定の主な自主事業案 ( ) 内は共催・連携等

〈指定管理決定後に調整〉

(1) 子育て支援の充実
①ママの実力UP講座(悩み相談 母子分離型 保育付) ②ピヨピヨこっこ広場(集団行動の準備 臨床心理士) ③ママのためのフラダンス(乳幼児同伴) ④こどものための音楽会 ⑤お話会(戸塚図書館) 等
(2) 高齢者の生きがいづくり・健康づくり
①民謡・歌謡教室 ②スマホ・タブレット安心講座 ③老いに負けない身体づくり ④お休み前のヨガ(夜間) ⑤管理栄養士に学ぶ健康料理教室(戸塚共立病院) ⑥ウォーキングポイントラリー(他地区センター)等
(3) 豊かな暮らし 安全・安心・エコ活動
①子どものための鉄道安全教室(JR戸塚駅) ②使い切りレシピ(食品ロス削減) ③収穫体験と食育(地域農園) ④ヴォーカルレッスン ⑤庭木剪定入門 ⑥税務・相続・契約無料相談会(税理士会、行政書士会)等
(4) 国際理解
①五輪・パラ:世界の料理を楽しもう ②青年海外協力隊員との交流会 ③英語でフラダンス(ハワイの文化)
(5) 青少年健全育成 世代間交流 居場所づくり
①放課後大作戦(明治学院大学との連携) ②少年少女将棋教室(瀬川五段) ③食育かるたで遊ぼう(福祉専門学校) ④小学生プログラミング教室(2020年度から必修化) ⑤ちびっこ工作教室(青少年指導員) ⑥井戸端会議(談話 珈琲とレコード鑑賞等) ⑦わいわいキッズデイ(子どもの祭り 青少年指導員) 等
(6) 今日の課題の解決に向けた取組
①発達障害に関する講演会・相談会(精神科医の講演・個別相談・コミュニティづくり) ②在住外国人のための日本語教室 ③夏休み勉強ルーム・学習支援(明治学院大学生等のボランティア)
(7) 踊場公園こどもログハウス・東汲沢小学校コミュニティハウスとの3館連携事業
①走り方教室(東汲沢小校庭他・土日早朝) ②踊場ハロウィン(工作・菓子作り・スタンプラリー)
(8) イベント・サークル支援・協会全体イベント
①サークル体験会 ②サークル作品展(常時) ③協会全体として、全管理施設のサークルとプロとの共演による生涯学習支援や地域の教育機関・地域作業所等と連携したイベントの開催 等

ウ 継続予定の主な自主事業 ( ) 内は共催・連携等

〈指定管理決定後に調整〉

- ① 乳幼児身長体重測定 ②朝のストレッチ体操 ③おどりばサロン ④陶芸教室 ⑤異世代交流食堂  
⑥夏休み朝のラジオ体操(青少年指導員等) ⑦コンサート ⑧歌のひろば ⑨センターまつり 他

※全体計画は自主事業計画書(様式3)及び自主事業別計画書(単表)(様式4)を参照してください。

(6) 施設の維持管理計画

ア 建物・設備等の保守管理

- (ア) 保守点検等業務は、専門業者に即対応可能で委託し、日常の巡視点検等は職員が行います。  
(イ) 故障等に際し職員が初期対応できるようにマニュアルの整備・研修等を行います。

電 気 ・ 機 械	設備巡視点検管理	設備巡視点検	年 1 2 回/毎月
	空調機保守点検	中央監視装置点検	年 1 回
	冷暖房機器保守点検	F C U ・ P A C ・ 空調機保守点検	年 2 回/半年毎
	電気設備点検(高圧受電以上)	巡視点検	年 1 2 回/毎月
	電気工作物保安全管理	定期点検	年 1 回・3 年に 1 回
衛 生	水質検査	レジオネラ属菌検査	年 2 回
	害虫駆除		年 2 回/半年毎
建 物 等	消防用設備点検	定期点検	年 2 回/半年毎
	防火設備点検 (新規)	定期点検 (改正建築基準法)	年 1 回
	昇降機点検	定期点検	年 1 2 回/毎月
	自動ドア点検	定期点検	年 4 回/3 か月毎
	機械警備点検		常時

イ 修繕

- (ア) 施設全体の修繕計画を策定し、優先順位に従い効率的に修繕を行います。  
(イ) 規定額(60万円未満)の修繕は当方の費用負担と責任において迅速かつ適切に対応します。  
(ウ) 利用者の安全性・利便性を確保するために、区と適切に協議をして修繕を進めます。

ウ 清掃・外構植栽

- (ア) 日常清掃は作業スタッフを中心に職員・スタッフが毎日きめ細かく実施します。  
(イ) 定期清掃・外構植栽の剪定等は専門業者が行います。軽易な剪定等は職員等が行います。  
(ウ) プレイルーム及び附属の遊具については、毎日、消毒を行います。

定 期 清 掃	床清掃	洗浄・ワックス	定期以外にも必要に応じ実施	年 6 回/隔月
	ガラス清掃	全面	定期以外にも必要に応じ実施	年 2 回/半年毎
	カーペット清掃	洗浄	定期以外にも必要に応じ実施	年 4 回/半年毎
	雑排水管清掃	高圧洗浄	定期以外にも必要に応じ実施	年 1 回
	照明器具・換気扇・吹出口・エア コンフィルター		定期以外にも必要に応じ実施	年 1 回
外構植栽	剪定・草刈			随時

エ 効率化の工夫

- (ア) 日々の点検で早期発見に努め、早期に対応することで大規模修繕を未然に防ぎます。  
(イ) 軽易な修繕・剪定は職員・スタッフが、また、自主事業の「剪定教室」の実践教材とします。  
(ウ) 当協会管理の他の施設と一括契約により設備保全や清掃業務委託費の縮減を図ります。  
(エ) LED化を進めることで、電気負荷の軽減、電球の長寿命化につなげます。

## (7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について

## ア 収入計画の考え方について

基本的 考え方	①安定的な運営や事業の充実、利用者サービス向上のために必要な収入を確保します。
	②公益目的事業会計においては収支相償に基づき支出に見合った収入を確保します。
	③利用料金収入、収益事業収入の増収に努めます。
	④収益事業の利益の50%以上を公益目的事業の収入に繰入れます。
	⑤補助金や企業協賛及び寄付金控除対象となる利点を生かした寄附金の導入に努めます。
特徴等	①収支相償の原則に従い、公益目的事業会計の余剰金は公益事業で地域に還元します。
	②自主事業は、地域の皆様が気軽に参加できる料金とし、利益を出すことは想定しません。
	③自動販売機や印刷代等の収益事業の増収により、公益目的事業を充実させます。

## イ 増収策について

## (ア) 過去5年の収入の推移(決算額)と達成目標

戸塚区公表の事業報告書(決算額)を参照

各項目下段は平成25年度値を100とした指標

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	指定期間内目標
指定管理料	34,525,000	35,619,000	35,617,000	35,619,000	35,614,000	35,512,000
	100	103	103	103	103	103
利用料金収入	3,726,550	3,727,425	3,567,375	3,459,155	3,564,655	4,000,000
	100	100	96	93	96	107
自主事業収入	1,670,850	2,230,410	2,045,420	1,994,550	2,521,670	1,800,000
	100	133	122	119	151	108
収益事業収入 (雑収入)	802,843	830,509	835,347	781,594	832,568	1,400,000
	100	103	104	97	104	174

## (イ) 増収策等

①利用料金収入	市内随一の入館者数に対して少な目です。利用促進策により、区内の他の地区センター並みの400万円以上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働状況の積極的な情報提供</li> <li>・料金値下げや時間単位利用の周知</li> <li>・インターネットによる部屋予約申込</li> <li>・自主サークルの立ち上げ支援 等</li> </ul>
②自主事業収入	収益を見込まず不足分を館で負担します。質の確保や利用者負担軽減のため、CSRや収益事業からの繰入等で対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低稼働率の時間帯に新規事業を展開</li> <li>・魅力ある事業を地域との連携で実施</li> <li>・ログハウスや東汲沢小コミハとの連携</li> <li>・比較的参加しやすい参加費を設定 等</li> </ul>
③収益事業収入 (雑収入)	指定期間中に29年度の7割増の140万円を目指し、公益事業会計への繰入を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の品揃えの検討</li> <li>・超高速高品質の高性能カラー印刷機の導入(低廉な料金で地域活動をバックアップ) 等</li> </ul>

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

(ア) 支出計画の考え方について

基本的 考え方	①安定的な運営や事業の充実、サービス向上のために不可欠な経費は適切に支出します。
	②常にコストパフォーマンスを意識し、効率的かつ効果的な支出に努めます。
	③法令に違反することなく必要な経費を適切に支出します。
	④契約に際しては市内中小企業を優先に、公平・公正に競争性を導入して遂行します。
	⑤修繕等突発的な支出にも対応できるように支出予算を編成します。
特徴等	①公益目的事業は、不足や余剰金が発生しない収支相償の原則に基づき支出します。
	②協会全体のスケールメリットを生かし、大量購入や一括発注等により節減に努めます。
	③適切な経費の執行は、公益法人の監督官庁の神奈川県 の指導により担保されています。

(イ) 各経費等の考え方

①光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の管理施設と一括して<b>特定規模電気事業者</b>からの電気供給に切替</li> <li>・LED化や適正な温度設定、機器の清掃・メンテナンス等による節減</li> </ul>
②人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・快適な運営や事業の実施、利用者サービスの充実に<b>必要な人員配置</b></li> <li>・<b>変形労働時間制</b>やスタッフの柔軟なシフトによる人件費の抑制</li> <li>・最低賃金法や労働基準法などの<b>法令の遵守</b></li> </ul>
③自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い事業を<b>リーズナブルな費用</b>で実施できるように企画検討</li> <li>・自主事業の経費のうち<b>材料費・講師謝金・傷害保険料</b>などは<b>参加者が負担</b></li> <li>・より多くの参加が期待できるよう必要に応じ<b>講師謝金の一部を館が負担</b></li> <li>・原則として<b>今日的課題の解決</b>に向けた取組等は<b>全額を館が負担</b></li> <li>・当方の経費支出に加え、補助金やCSRの導入による事業の充実</li> </ul>
④事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務・経理・契約等の事務局<b>一括処理</b>による<b>効率的な事務処理</b></li> <li>・効率的な事務機器や<b>ネットワークシステム</b>の導入による事務の効率化</li> </ul>
④備品・消耗品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、他の管理施設との<b>一括発注</b>により<b>経費を削減</b></li> <li>・備品については、長寿命化のための<b>こまめなメンテナンス</b>の実施</li> <li>・消耗品は、<b>極力無駄が出ないように工夫</b>。原則両面コピー。使い切り。</li> </ul>
⑤利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費や人件費、備品等の購入を適正に抑制し、利用者サービスを<b>充実</b></li> <li>・<b>収益事業・利用料金収入</b>の増加を図り、その利益を利用者サービスに還元</li> <li>・優先順位を決め、必要性の高い事項から計画的に<b>順次実施</b></li> </ul>
⑥管理・修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備保守・清掃等は他の管理施設と<b>一括</b>・<b>長期契約</b>により<b>経費節減</b></li> <li>・修繕箇所の<b>早期発見・早期対応</b>により大規模な修繕の未然防止</li> <li>・緊急性及び安全確保に不可欠な修繕から<b>優先順位</b>に従い実施</li> <li>・<b>規定額(60万円未満)</b>の修繕は当方の費用負担と責任で<b>迅速対応</b></li> <li>・利用者の安全性・利便性を確保するために、<b>区と適切に協議</b></li> <li>・突発的な修繕にも対応できるような<b>予算措置</b></li> </ul>

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会
施設名	横浜市踊場地区センター

## 平成31年度収支予算書（兼指定管理料提案書）

### I. 指定管理料

（単位：千円）

提案額 (a)	35,512
※区指定上限額 (b)	35,512
差引 (a) - (b)	0
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%

指定管理料提案額=小計【イ】を記入  
※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。

◆今後の市の方針により指定管理者と協議することになりますが、実際に市から支払う金額は、提案額 (a) に前々年度の利用料金収入に対する消費税及び地方消費税の増税分 (3%) の補てん額を加えたものとなる見込みです。(消費税8%の場合)

### II. 平成31年度収支予算書（総括表）

#### 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
利用料金収入 [A]	3,700	
自主事業収入 [B]	1,754	
雑入 [C]	1,319	
小 計 【ア】 ([A]~[C])	6,773	施設運営収入の計
指定管理料① [D]	34,272	【ウ】 - 【ア】
指定管理料② (ニーズ対応費分) [E]	1,240	[A] × 1/3
小 計 【イ】 ([D]~[E])	35,512	指定管理料の計
収入合計 ([ア] + 【イ])	42,285	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	23,116	
事務費 [b]	3,356	
自主事業費 [c]	2,100	
管理費A (光熱水費等) [d]	3,888	
管理費B (保守管理費等) [e]	4,443	
公租公課 [f]	1,739	
事務経費 [g]	2,403	
小 計 【ウ】 ([a]~[g])	41,045	施設管理運営経費の計
ニーズ対応費 [h] (= [E])	1,240	[E]と同額になります。
小 計 【エ】 ([h])	1,240	ニーズ対応費の計
支出合計 ([ウ] + 【エ])	42,285	

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

※現在の消費税及び地方消費税は8%ですが、現段階では利用料金は据え置き（消費税及び地方消費税5%の内税）としています。

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会
施設名	横浜市踊場地区センター

## 平成31年度収支予算書

### 1 収入の部内訳（指定管理料除く）

（単位：千円）

	項 目	内 容 等	金 額		
利用料金収入	中会議室	1,020円×411コマ	ア	419	
	小会議室	480円×451コマ	イ	216	
	大会議室	1,500円×243コマ	ウ	365	
	料理室	460円×417コマ	エ	192	
	音楽室	780円×966コマ	オ	753	
	和室	570円×411コマ	カ	234	
	工芸室	630円×604コマ	キ	381	
	体育室(1/3面換算)	730円×1,550コマ	ク	1,132	
	体育室 卓球台毎	140円×60台	ケ	8	
		小 計		[A]	3,700
自主事業収入	自主事業	詳細別紙 自主事業計画書	コ	1,754	
			サ		
			シ		
			ス		
			セ		
		小 計		[B]	1,754
雑入	印刷代		ソ	408	
	自動販売機手数料		タ	700	
	カラオケその他		チ	211	
			ツ		
			テ		
			ト		
		小 計		[C]	1,319

小 計 【ア】	施設運営収入計	6,773	[A]～[C]
---------	---------	-------	---------

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。  
 ※利用料金収入については、現段階で据え置かれている利用料金（消費税及び地方消費税5%の内税）から見込んだ額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会
施設名	横浜市踊場地区センター

## 平成31年度収支予算書

### 2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

（単位：千円）

	項 目	内 容 等	金 額	
人件費	正規雇用職員		ア 12,493	
	臨時雇用職員		イ 10,029	
	対象外の人件費		ウ 594	ウ-1～ウ-4
	通勤手当		ウ-1 435	
	健康診断費		ウ-2 21	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3 18	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4 120	
	小 計		[a] 23,116	ア～ウ
事務費	旅費		エ 20	
	消耗品費		オ 650	
	会議賄い費		カ 10	
	印刷製本費		キ 90	
	通信費		ク 300	
	使用料及び賃借料		ケ 0	ケ-1～ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	
	その他		ケ-2	
	備品購入費		コ 1,000	
	図書購入費		サ 0	
	施設賠償責任保険		シ 25	
	職員等研修費		ス 14	
	振込手数料		セ 5	
	リース料		ソ 592	
	手数料		タ 600	
	地域協力費		チ 0	
	諸費		ツ 50	
	小 計		[b] 3,356	エ～テ
自主事業費		[c] 2,100		
管理費A	電気料金		ト 2,288	
	ガス料金		ナ 1,100	
	上下水道料金		ニ 500	
	小 計		[d] 3,888	ト～ニ
管理費B	清掃費		ヌ 550	
	修繕費		ネ 800	
	機械警備費		ノ 160	
	設備保全費		ハ 2,933	ハ-1～ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1 480	
	消防設備保守		ハ-2 250	
	電気設備保守		ハ-3 454	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4 44	
	駐車場設備保全費		ハ-5 0	
	その他保全費		ハ-6 1,705	
共益費		ヒ 0		
小 計		[e] 4,443	ヌ～ヘ	
公租公課	事業所税		ホ	
	消費税		マ 1,634	
	印紙税		ミ 105	
	その他（法人税）		ム	
	小 計		[f] 1,739	ホ～ム
事務経費	本部分		メ 2,403	
	当該施設分		モ 0	
	小 計		[g] 2,403	メ～モ
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計		41,045	[a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税込（8%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。